

議案第48号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童生徒数の増加等に伴う教職員の増員及び新型コロナウイルス感染症への対応、子どもの支援体制の強化等に伴う増員並びに事務事業の見直し、民間委託等に伴う減員のため、職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6,215人」を「6,248人」に、「667人」を「668人」に改め、同項第2号中「8,792人」を「9,022人」に、「7,768人」を「8,002人」に改め、同項第3号中「30人」を「31人」に改め、同項第8号中「580人」を「577人」に改め、同項第9号中「1,103人」を「1,111人」に改め、同項中「合計 17,253人」を「合計 17,522人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。